

令和 4 年 7 月 2 5 日

関係団体各位

東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び
行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

標記の件について、別添のとおり依頼がありましたので、お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいていると
ころでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等
につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 令和 4 年 7 月 22 日付事務連絡「オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定及び
行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」
- ・ 「【別紙】 東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動
制限並びに積極的疫学調査の実施方法について」
- ・ 「【参考】 オミクロン株の BA. 5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための
医療機関・保健所の負担軽減等について」

<問合せ先>

東京都緊急事態措置等・感染拡大

防止協力金相談センター

電話番号：03-5388-0567

令和4年7月22日

総務局総合防災部長 殿

福祉保健局感染症対策部長

オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定及び
行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

令和4年3月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年7月22日一部改正）に基づき、感染者の発生場所等における積極的疫学調査の実施、濃厚接触者の特定について下記の通り改正し、都保健所及び特別区・保健所設置市保健所宛に通知いたしました。

つきましては、内容について関係機関に御周知いただくとともに、対応に関し御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について

別紙のとおり

- 2 変更箇所

- (1) 濃厚接触者の待機期間等の変更
- (2) 保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブにおける濃厚接触者の特定・行動制限方法の変更

- 3 対応の切り替え基準日

令和4年7月22日（金曜日）から

問合せ先

福祉保健局感染症対策部

防疫・情報管理課防疫担当

電話 03-5320-4088

令和4年7月22日現在

東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について

標記について、下記の通り実施するものとする。なお、積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定等については、地域の実情を踏まえ、既に構築された体制を用いて効果的・効率的に実施すること。

記

1 感染者の発生場所・発生状況毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

ア 積極的疫学調査の実施・濃厚接触者の特定について

同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所等による積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定を実施する。なお、陽性者本人から濃厚接触者と思われる人に直接連絡すること等を持って特定したこととする。可能とする。

イ 濃厚接触者の行動制限について

同一世帯内で感染者が発生した場合、全ての同居者が濃厚接触者となり、その待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする。

なお、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することを可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害者（児）施設等※や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

また、同一世帯内の陽性者の療養終了までは家庭内外での感染対策に留意する。

※ 障害者（児）施設等には、障害児通所支援事業所のうち、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、並びに救護施設が含まれる。

(2) ハイリスク施設で感染者が発生した場合

ア 陽性者発生時の報告について

施設内で陽性者が1名判明した時点で、発生届とは別に、保健所や区市町村主管部署等の関係部署に対し、各施設等から報告を実施する。

イ 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所において調査を実施の上、濃厚接触者を特定する。調査の実施方法については、必要に応じて訪問するなど、地域の実情に応じ、保健所と施設が連携の上、効率的・効果的な対応を行うことを可能とする。

さらに、感染対策支援チームや東京都実地疫学調査チームの支援を得ることが可能であり、状況に応じて支援要請を行うこと。

ウ 濃厚接触者の行動制限について

濃厚接触者については、5日間の健康観察・行動制限を実施する（6日目解除）。当該濃厚接触者については、2日目及び3日目に実施した抗原定性検査キットによる自費検査の陰性結果をもって3日目に待機解除が可能である。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

また、2に記載する職種にあてはまる従事者が、当該職種に定められた要件及び留意事項を満たす場合、毎日の勤務前に自己検査で陰性が確認できれば、業務の継続を可能とする。

(3) 高齢者通所施設、障害者（児）通所施設（(2)の施設を除く）等（訪問系サービスを含む。）で感染者が発生した場合

ア 陽性者発生時の報告について

保健所や区市町村主管部署等の関係部署に対し、各施設等から報告を実施する。

イ 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所において調査を実施の上、濃厚接触者を特定する。調査の実施方法については、発生状況や地域の実態等を踏まえ、事業所において作成したリストを保健所が確認するなど、効率的・効果的な方法により実施する。

ウ 濃厚接触者の行動制限について

濃厚接触者については、5日間の健康観察・行動制限を実施する（6日目解除）。当該濃厚接触者については、2日目及び3日目に実施した抗原定性検査キットによる自費検査の陰性結果をもって3日目に待機解除が可能である。なお、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

また、2に記載する職種にあてはまる従事者が、当該職種に定められた要件及び留意

事項を満たす場合、毎日の勤務前に自己検査で陰性が確認できれば、業務の継続を可能とする。

(4) 保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び学童クラブ（以下「保育所等」という。）

ア 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施しない。

ただし、事業所等の場合と比べると、マスク着用等の基本的な感染対策の徹底が困難である場合も考えられるため、個別の事情に応じて柔軟に対応することは差し支えない。

積極的疫学調査を実施する場合は、発生状況や地域の実態等を踏まえ、保育所等において作成したリストを保健所が確認するなど、効率的・効果的な方法により実施する。

イ 陽性者発生時の対応について

保育所等において陽性者が発生した場合に、原則保健所への連絡は行わない。

ただし、陽性者が複数名発生するなど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合、保健所に感染防止対策等について相談することは可能とする。

また、保育所等において5名以上発生した場合等、必要に応じ、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施する。

上記ア及びイにおいて積極的疫学調査を行った結果、濃厚接触者を特定した場合の行動制限については、(1)イと同様とする。

ウ 陽性者と接触があった場合の対応について

保育所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤、登園、登校を含む外出を制限する必要はない。陽性者と施設内において接触があったと考えられる場合については、以下の①から③までの対応を実施する。

① 保育所等で感染者と接触のあった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控えるよう、施設内に周知すること。

② 保育所等で感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたものは、5日間の外出自粛や5日目に自主的な検査を実施する。

この場合、感染拡大防止対策については接触者が自主的にを行うことを基本とする。

③ ①、②いずれの場合であっても、症状がある場合には速やかに医療機関を受診するよう促す。

エ 「保育所等」外で陽性者と接触があった場合の対応について

家族や友人等、「保育所等」外の要因で陽性者と接触した場合は、当該従業者は濃厚接触者としての対応が必要となる。その場合は行動制限については、(1)イ又は(6)イに基づき実施する。

オ その他

感染状況等に応じて、検温など従事者自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

(5) 上記(2)から(4)以外の施設(以下「事業所等」という。)について

ア 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施しない。

イ 陽性者発生時の対応について

事業所等において陽性者が発生した場合に、原則保健所への連絡は行わない。

ただし、陽性者が複数発生するなど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合、保健所に感染防止対策等について相談することは可能とする。

また、事業所等において5名以上発生した場合等、必要に応じ、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施する。

ウ 陽性者と接触があった場合の対応について

事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として出勤を含む外出を制限する必要はない。陽性者と事業所等内において接触があったと考えられる場合については、以下の①から③までの対応を実施する。

① 事業所等で感染者と接触のあった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控えるよう、事務所内に周知すること。

② 事業所等で感染者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、5日間の外出自粛や5日目に自主的な検査を実施する。

この場合、感染拡大防止対策については接触者が自主的に行うことを基本とする。

③ ①、②いずれの場合であっても、症状がある場合には速やかに医療機関を受診するよう促す。

エ 「事業所等」外で陽性者と接触があった場合の対応について

家族や友人等、「事業所等」外の要因で陽性者と接触した場合は、当該従業者は濃厚接触者としての対応が必要となる。その場合は行動制限については、(1)イ又は(6)イに基づき実施する。

オ その他

感染状況等に応じて、検温など従事者自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

(6) (1) から (5) までの場所以外で感染者が発生した場合

ア 積極的疫学調査の実施・濃厚接触者の特定について

(1) から (5) までの場所以外で感染者が発生した場合は、保健所等による積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定する。なお、陽性者本人から濃厚接触者と思われる人に直接連絡する等を持って特定したこととすることも可能とする。

イ 濃厚接触者の行動制限について

同一世帯内、職場等以外で感染者と接触した場合の待機期間は当該感染者との最終接触日を 0 日目として、5 日間（6 日目解除）とする。

なお、抗原定性検査キットにより 2 日目と 3 日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3 日目から待機解除が可能となる。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も 7 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

2 各職種における待機期間中の業務従事継続の要件及び留意事項について

(1) 医療従事者

医療従事者については、陽性者との接触日を 0 日とし、2 日目と 3 日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3 日目から待機を解除すること、更にワクチンを 3 回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること（不要不急の外出に当たらない）が可能となる。

【要件】

ア 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。

イ 新型コロナウイルスワクチンの 3 回目接種を実施済みで、3 回目接種後 14 日間経過した後（ただし、2 回目接種から 6 か月以上経過していない場合には、2 回接種済みで、2 回目の接種後 14 日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

ウ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。

エ 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【留意事項】

ア 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。

イ 基本的な感染対策を継続すること。

ウ できる限り、不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用を避けること。

エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。

オ 管理者は、当該濃厚接触者のみならず周囲の医療従事者及び患者の健康観察を行うこと。

カ 検査期間は最終曝露日から 14 日間であること。（オミクロン株の濃厚接触者の場

合は、最終曝露日から3日間、なお、その場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること等の感染対策を求めること。)

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査(2日目と3日目)及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとする。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

(2) 介護従事者

介護従事者については、陽性者との接触日を0日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること(不要不急の外出に当たらない)が可能となる。

【要件】

- ア 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者であること。
- イ 他の介護従事者による代替が困難な介護従事者であること。
- ウ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために3回目接種を実施していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- エ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可)により検査を行い、陰性が確認されていること。
- オ 濃厚接触者である当該介護従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
- カ 保健所等により、以下を施設として実施する体制が確認されていること。
 - ・ 当該介護従事者の健康状態(無症状であること等)の確認
 - ・ 当該介護従事者に係る適正な検査(検体採取・結果判定、検査キットの確保等)
 - ・ 施設内の感染拡大を防ぐための対策(防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等)

【留意事項】

- ア 感染した場合にリスクが高い入所者に対する介護に際しては、格段の配慮を行うこと。
- イ 当該介護従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること(マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底)。
- ウ できる限り、不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用を避けること。

- エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- オ 当該高齢者施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する介護従事者及び担当する入所者の健康観察を行い、当該濃厚接触者を介する新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- カ 検査期間は最終曝露日（陽性者との接触等）から3日間に陰性が確認されるまでとする。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用等の感染対策を求めること。

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（2日目と3日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとしている。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

(3) 障害者支援施設等の従事者

障害者支援施設等の従事者については、陽性者との接触日を0日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること（不要不急の外出に当たらない）が可能となる。

【要件】

- ア 次のいずれかに該当する施設・事業所であって、外部からの応援職員の確保が困難な施設・事業所の従事者であること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障害者支援施設等
 - ・従事者が濃厚接触者となった障害児通所支援事業所
- イ 他の従事者による代替が困難な従事者であること。
- ウ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- エ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可）により検査を行い、陰性が確認されていること。
- オ 濃厚接触者である当該従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
- カ 保健所等により、以下を事業所として実施する体制が確認されていること。
- ・当該従事者の健康状態（無症状であること等）の確認
 - ・当該従事者に係る適正な検査（検体採取・結果判定、検査キットの確保等）
 - ・施設内の感染拡大を防ぐための対策（防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等）
- (※) 障害児通所支援事業所についてはアからオまでの要件を満たすことで、本取扱いを行うことも可能であること。ただし、この場合においても、他の従事者によ

る代替が困難な従事者に限る運用を徹底するとともに、基本的な感染対策を徹底するなど、感染拡大防止に十分に留意しながら運用すべきものであること。

【留意事項】

- ア 高齢の障害者や基礎疾患を有する障害児者等、感染した場合にリスクが高い入所者・利用者に対する支援に際しては、格段の配慮を行うこと。
- イ 当該従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- ウ 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- オ 当該障害者支援施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する従事者及び担当する入所者等の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- カ 当該障害者支援施設等において新型コロナウイルスワクチン 3 回目接種を実施していない場合は、速やかにその実施に向けて協力医療機関や市町村と連絡調整を行うこと。
- キ 検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から3日目に陰性が確認されるまでとする。なお、7日目が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（2日目と3日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとしている。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

（4）保育所等の職員

保育所等の職員については、陽性者との接触日を0日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること（不要不急の外出に当たらない）が可能となる。

【要件】

- ア 他の職員による代替が困難な職員であること。
- イ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

ウ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い、陰性が確認されていること。

エ 濃厚接触者である当該職員の業務を、施設長、園長及び校長等（以下「施設長等」という。）の管理者が了解していること。

【留意事項】

ア 当該職員が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用や手洗い等により手指を清潔に保つことなどの徹底）。

イ 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。

ウ 当該保育所等の施設長等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する職員及び利用児童等の健康観察を行い、当該濃厚接触者を介した新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。

エ 検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から3日目に陰性が確認されるまでとする。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（2日目と3日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとする。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

令和 4 年 7 月 22 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための
医療機関・保健所の負担軽減等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の発生届出については、感染者が増加した場合でも発生動向を適切・迅速に把握するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 4 年 6 月 30 日付け健感発 0630 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において改正を行い、届出様式を簡素化したところです。

また、オミクロン株が流行する中での保健所等による健康観察等の体制整備については、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和 4 年 2 月 9 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和 4 年 6 月 30 日一部改正）。以下「2 月 9 日付け事務連絡」という。）においてお示ししています。

本年 7 月以降、全国各地で新規感染者数が増加に転じ、多くの地域において急速に感染が拡大しています。オミクロン株の BA.5 系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されることから、BA.5 系統への置き換わりが進むことにより、夏休みによる接触機会の増加と相まって、新規感染者数の急速な増加の継続も懸念されます。また、これに伴い、在宅で療養する軽症や無症状の患者の更なる増加が見込まれます（WHO のレポートでは、BA.4 系統及び BA.5 系統に関して既存のオミクロン株と比較した重症度の上昇は見られないとされています）。

今般、本年 7 月 15 日に新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した「BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」においてお示ししている、医療への負担に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点をおいた対策を確実に実施していくため、これまでも実施している医療機関や保健所等の負担軽減を更に推し進める観点から、下記の対応とすることとしましたので、内容について御了知の

上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

記

1. 発生届出の簡略化について

自治体において、陽性者が体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセンター等を設置していることを確認した場合には、以下の①及び②の対応を可能とすること。

① 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者（※1）に係る発生届出については、従前のとおり行うこと。

※1 2月9日付け事務連絡で示している重点対象者（40歳以上65歳未満の者のうち、重症化のリスク因子となる疾病等を複数持つ者又は妊娠している方）を基本として、自治体で決定すること。

② ①以外の者に係る発生届出については、陽性者の急増による医療機関及び保健所における業務の状況に鑑み、当面の間、まずは以下の項目について記載し、届出を行うことが可能であること。（※2）。

- ・陽性者の氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・当該者所在地
- ・電話番号
- ・診断日
- ・検体採取日
- ・有症状の場合は発症日
- ・診断類型
- ・ワクチン接種回数

※2 「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）1.（2）の取扱いにかかわらず、本事務連絡のとおり取り扱うこと。

2. 健康観察の簡略化・迅速化について

健康観察については、2月9日付け事務連絡において重症化リスクの高い者に重点的に実施することをお示ししているが、これらの者に確実に健康観察を行う観点

から、以下の①、②及び③の対応を可能とすること。

- ① 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者に対しては、My HER-SYS等のシステムでの連絡を含めて、迅速に初回の連絡を行うとともに、My HER-SYS等のシステムの利用を含め、適切に健康観察を行うこと。

なお、65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者であってもMy HER-SYS等が利用できる者については、これらの手段を利用していただくことにより確実に健康観察を行うこととして差し支えないこと。

- ② ①以外の者に対しては、体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセンター等を設置し、当該健康フォローアップセンター等の連絡先を診療検査医療機関等で伝える等陽性者に確実に伝達する仕組みが整っている場合は、当該健康フォローアップセンター等の連絡先の伝達をもって健康観察の初回の連絡とすることとし、療養期間内においては陽性者が体調悪化時に当該健康フォローアップセンター等へ連絡することとして差し支えないこと。

また、初回の連絡以降は、本人からの体調悪化等の連絡があった場合には、自治体等がMy HER-SYS等の利用も含め健康観察を行っている場合に、同様の取組を行う事も可能であること。

- ③ 現在の感染状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししているとおり、①以外の者であって、症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能であるため、外来のひっ迫を回避できるよう、積極的に導入・活用すること。その際、同センター等の医師が感染症法第12条第1項に基づく届出を行うこととなる点に留意すること。また、本人から健康フォローアップセンター等への連絡以降は、本人からの体調悪化等の相談に応じ健康観察を行うこととすること。その際、My HER-SYS等のシステムを活用すること。

3. 濃厚接触者の特定・行動制限について

濃厚接触者の特定及び行動制限の考え方については、「B1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししているところであるが、オミクロン株は感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てに一律に対応を行うことは、保健所機能や社会経済活動への影響が非常に大きい。このため、濃

濃厚接触者の特定・行動制限はハイリスク施設に集中化することとし、同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がないことを改めて徹底すること。またその際、濃厚接触者の特定に当たっては、一律に聴取り等を行う必要はなく、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したこととすることは可能である。

また、保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブにおいては、関係部局が連携し、方針を決定することとされており、濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととしている自治体もある。保健所等の業務ひっ迫の状況や社会経済活動への影響も踏まえ、関係部局間で連携し、濃厚接触者の特定・行動制限の必要性について、改めて、検討を行うこと。

なお、濃厚接触者となった医療従事者等は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事が可能であり、特に感染拡大期においては、活用を検討すること（「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）等を参照）。

4. 療養・待機期間終了時の取扱いについて

療養期間又は濃厚接触者の待機期間終了時の取扱いについては、以下の対応を改めて、徹底すること。

- (1) 陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間については、定められた日数を経過した場合には、療養・待機を終了することとし、保健所から改めて連絡を行う必要はないこと。
- (2) 陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等を提出する必要はないこと。
- (3) 就業を行わないことについて、陽性者からの協力が得られる場合、感染症法第18条に基づく就業制限を行う必要はないこと。
- (4) 各種通知書類の業務の効率化を行うため、SMS等電子的な交付でも可能（保健所からの通知メールの写し等既存の文書でも可）とする。My HER-SYSのショートメールでは、保健所独自のメッセージの記入が可能であるため、活用すること。

5. 療養証明書の発行について

宿泊療養又は自宅療養を証明する書類の発行については、「宿泊療養又は自宅療養を証明する書類について」（令和2年5月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス

ス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年4月27日一部改正）において、原則 My HER-SYS の活用を含め、地域の実情に応じた対応をお願いしているところであるが、今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における宿泊・自宅療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない。

また、今後の当該業務の実施に当たっては、保健所業務のひっ迫を防ぐ観点から都道府県での一元化や外部委託の活用など、効率的な体制構築を検討されたい。なお、原則として、My HER-SYS で取得することを周知徹底すること。